

○建設業法施行令第二十七条の十第一項の規定に基づき、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件新旧対照表(昭和六十三年六月六日建設省告示第千三百十八号)

改正後	改正前
<p>建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。</p> <p>検定種目を建設機械施工とする場合における2級の技術検定の実地試験において合格した科目について免除を受けて一級の技術検定の実地試験を受けようとする者が納めなければならない受験手数料に関し、建設大臣が定める額は、次のとおりとする。</p> <p>免除を受けようとする科目一科目につき<u>六千四百円</u></p>	<p>建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七の十第一項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を次のとおり定め、昭和六十三年六月六日から適用する。</p> <p>検定種目を建設機械施工とする場合における2級の技術検定の実地試験において合格した科目について免除を受けて一級の技術検定の実地試験を受けようとする者が納めなければならない受験手数料に関し、建設大臣が定める額は、次のとおりとする。 免除を受けようとする科目一科目につき<u>六千三百円</u></p>